



グンゼ健康保険組合からの

11月

大切なお知らせ

⑦

マイナ保険証の利用登録ができていない方に（10月末時点）

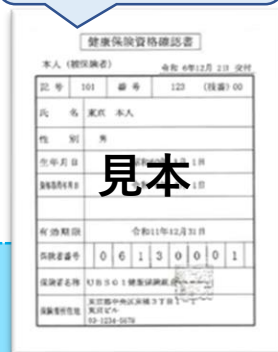
資格確認書を交付します。

※マイナ保険証の利用登録ができていない方には、交付されません。

11月中に事業主からお届けいたします

資格確認書の交付対象者は…

- ・マイナンバーカードを作っていない方
- ・マイナンバーカードを持っているが、マイナ保険証登録がまだな方
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方 等



▶ 資格確認書について

◎有効期限があります。（資格確認書に記載）

※期限が切れるたびに更新が必要となります。

※退職時等に有効期限内である場合には事業主経由で返却ください。

有効期限切れたものは返却不要です。

▶ マイナ保険証をぜひご利用ください

※医療機関の受付手続きが簡単になります。

※限度額適用認定証の申請や持参が不要です。

利用登録率： 78.2%

※マイナ保険証…保険証の利用登録をしたマイナンバーカード

お問合せは、グンゼ健康保険組合まで

（☎：0773-42-0088 内線：901-2411）（✉：gunze.kenpo@gunze.co.jp）

（健保HP <https://www.gunze-kenpo.or.jp/>）

